

2008年11月7日

国際会計基準審議会御中

公開草案「国際財務報告基準（IFRS）の改善」に対するコメント

我々は、国際財務報告基準（IFRS）の改善を提案する公開草案（以下「本公開草案」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会のものである。

1. 我々は、本公開草案において示された年次改善プロジェクトにおける提案に基本的には賛成する。今回、我々が指摘した点も考慮して、さらに、より適切な改善に向けて検討していただきたいと考えている。
2. 以下では、国際会計基準（IAS）第18号「収益」の付録の改訂案－企業が本人（principal）又は代理人（agent）のいずれとして活動しているかの判定に関連して、この改訂の発効日の問題についてコメントする。

IAS 第18号改訂の発効日

3. 我々は、企業が本人（principal）又は代理人（agent）のいずれとして活動しているかの判定についての論点は、対象が幅広く、実務上の関連性があり、したがってガイダンスが必要であることに同意する。また、本提案のエッセンスにも同意する。
4. さらに、基準本文の改定とせずに、IAS 第18号の付録の改訂の設例の追加とすることにも同意する。
5. 本公開草案では、各基準に対する改訂案に、それぞれの発効日の提案が含まれている。しかしながら、このIAS 第18号付録の改訂案については、基準本文の改訂ではないために、発効日の提案が明記されていない。
6. IAS 第18号の付録の改訂案の結論の背景のBC2項には、企業が本人又は代理人のいずれとして活動をしているかを決定するためのガイダンスをIAS 第18号が提供していないことを審議会が認識したと記載されている。我々は、明確な発効日の記載がない場合、いつ新しいガイダンスが適用されるかの審議会の意図が関係者に分からないこと

を懸念する。

7. 我々は、十分な移行期間を確保するために、本改訂の発効日は、他の各基準の改訂案と同じく 2010 年 1 月 1 日以降開始の事業年度とすべきだと考える。
8. 2008 年 5 月に公表された「IFRS の改善」では、パート II に IAS 第 18 号の付録の改訂が含まれていたが、下記のように、パート II の冒頭にパート II のすべての改訂の発効日を記載する形式となっていた。

<p>パート II における改訂は、2009 年 1 月 1 日以降開始事業年度に適用される。早期適用は、認められる。</p>

9. 今回も、上記と同様の形式を用いて発効日を明確化することを提案する。

我々のコメントが国際会計基準審議会（IASB）の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

新井武広

国際対応専門委員会専門委員長

企業会計基準委員会委員（常勤）